

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

奈良県条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七号様式から第九号様式までの規定中「の割合」を「（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）」に改める。

第二十三号様式を次のように改める。

法人設立等申告書

奈良県 県税事務所長 殿	年 月 日	フリガナ 法人名	
		フリガナ 代表者氏名	印
		この申告に 対応する者	氏名 電話（ ）
		送付・連絡先	〒 電話（ ）

申告理由	①設立 ②県外に本店のあった法人の県内への本店の移設 ③県外に本店のある法人の県内への支店の新設	理由発生年月日	年 月 日
------	--	---------	-------

奈良県税条例施行規則第17条第1項の規定により、法人設立等について申告します。

本店の事項

本店所在地	〒 電話番号（ ）	事業種目	<input type="checkbox"/> 製造業（具体的に 業） <input type="checkbox"/> その他（具体的に 業）
事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日	公益法人等である場合 <input type="checkbox"/> 収益事業を行う <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない ----- 一般社団法人・一般財団法人である場合 <input type="checkbox"/> 非営利型 <input type="checkbox"/> 非営利型以外	
資本金の額 又は出資金の額	円		
資本金等の額	円		
法人税の申告書の種類	青色・連結・その他		
連結納税制度を採用している場合	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人	外国法人である場合はその本店所在地	
連結子法人である場合	連結親法人の名称	延長の処分（承認）の有無	法人税
	連結親法人本店所在地		有・無 年 月 日 から 月 日
	適用開始事業年度		年 月 日 ~ 年 月 日
設立の形態 (法人成り・合併・分割の有無)	<input type="checkbox"/> 1 個人企業を法人組織とした法人 <input type="checkbox"/> 2 合併により設立した法人 <input type="checkbox"/> 3 新設分割により設立した法人 (<input type="checkbox"/> 分割型 <input type="checkbox"/> 分社型 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 4 1~3以外 ()		有・無 年 月 日 から 月 日
適格区分 (上記2,3の場合に記入)	適格・その他 (年 月 日)	納税管理人住所・氏名	
設立前の状況 (上記1~3の場合に記入)	(名称) (所在地)		
	(名称) (所在地)		

支店の事項

奈良県内における設置状況			関与税理士 住 氏 所 名
名 称	所 在 地	設置年月日	
	電話番号 ()	年 月 日	
	電話番号 ()	年 月 日	
奈良県に本店が所在する法人の奈良県以外の都道府県における設置状況 (申告理由が②の場合で、旧本店を支店とする場合も記入してください。)			電話番号 ()
名 称	所 在 地	設置年月日	
	電話番号 ()	年 月 日	
	電話番号 ()	年 月 日	
事務所等の所在都道府県に関する事項 <input type="checkbox"/> 奈良県のみ事務所がある <input type="checkbox"/> 奈良県以外の都道府県にも事務所等がある (都道府県数)			
備考			

注 1 この申告書を提出後、申告事項に変更が生じたときは、その旨を法人内容等異動申告書により提出してください。
 2 この申告書に記載できない場合は別紙に記載の上添付してください。
 3 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
 (1) 定款、寄附行為、規則又は規約の写し (4) グループ一覧（連結納税を適用する場合）
 (2) 設立の登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写し (5) 合併契約書の写し（合併により設立した場合）
 (3) 奈良県内の主たる事務所等の位置図 (6) 分割契約書の写し（分割により設立した場合）

第二十三号様式の二中

休	業	/	/
---	---	---	---

/	休	業	日	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

を

休	業	/	/		
清	算	結	了	/	/
書	類	送	付	先	・
先	連	絡	先		

/	休	業	日	年	月	日
残	余	財	産	の	確	定
した	日	清	算	結	了	記
年	月	日	登	記	年	月

に改める。

第七十九号様式を次のように改める。

第79号様式(第31条関係)

(表)

(所在地) 〒 (法人名)	殿	税 第 号 年 月 日	奈良県 県税事務所長 印			
法人県民税並びに法人事業税及び地方法人特別税の更正・決定通知書兼納付通知書						
地方税法第55条及び同法第72条の39(第72条の41)の規定により、下記のとおり更正・決定しましたから不足額及び加算金等を納付期限までに納付してください。						
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	摘 要	1 法人税の 年 月 日の による			
申告期限	年 月 日		2 年 月 日の による			
申告年月日	年 月 日		3 自主的算定による			
修正申告年月日	年 月 日					
更正・決定年月日	年 月 日					
事 業 税	区 分	課 税 標 準	税 率	税 額		
	所得割	所得金額総額	円			
		年 万円以下の金額	円	/100	円	
		年 万円を超え年 万円以下の金額	円	/100	円	
		年 万円以下の金額	円	/100	円	
		計	円		円	
	付加価値割	付加価値額総額	円			
		付加価値額	円	/100	円	
	資本金割	資本金等の額総額	円			
		資本金等の額	円	/100	円	
収入割	収入金額総額	円				
	本 県 分	円	/100	円		
既・申告・既更正・既決定分				円		
納付すべき事業税額				円		
事 業 税 に 係 る 加 算 金	区 分	更 正 ・ 決 定	既 更 正 ・ 決 定	差 引		
	不申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	過少申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	重 加 算 金		円	円	円	
	納付すべき加算金額				円	
	地 方 法 人 特 別 税	区 分	課 税 標 準	税 率	税 額	
所得割に係る税額		円	/100	円		
収入割に係る税額		円	/100	円		
既申告・既更正・既決定分				円		
納付すべき地方法人特別税額				円		
地 方 法 人 特 別 税 に 係 る 加 算 金	区 分	更 正 ・ 決 定	既 更 正 ・ 決 定	差 引		
	不申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	過少申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	重 加 算 金		円	円	円	
	納付すべき加算金額				円	
	県 民 税	均 等 割	区 分	事 業 所 を 有 し て い た 月 数	年 税 額	税 額
更正・決定			円	円		
既申告・既更正・既決定分					円	
差 引				円		
法 人 税 割		区 分	課 税 標 準	税 率	税 額	
		更正・決定分	総 額	円		
			本 県 分	円	/100	円
		既申告・既更正・既決定分		円	/100	円
		差 引				円
納付すべき県民税額				円		
納付期限		平成 年 月 日				
納付期限までの延滞金		(法人県民税) 円	(法人事業税) 円	(地方法人特別税) 円		
備 考	利子割額	円	既に還付を請求した額等	円		
	控除した額等	円	既還付請求が過大等	円		
	控除することができなかった額等	円	更正による還付等	円		

(裏)

・納付場所

納付書裏面記載のとおり

・延滞金の納付

不足税額については、申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、不足税額に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書の納付期限までの期間又は納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金をあわせて納付してください。（この場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合で計算します。）なお、延滞金の計算は、税額の全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、2,000円以上で1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて計算し、延滞金の全額が1,000円未満になったときはその全額を切り捨て、1,000円以上で100円未満の端数がでたときはその端数を切り捨ててください。

・納付されなかった場合の措置

納付期限までに完納されないときは、督促状を發します。その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分をします。

・不服の申立て及び処分の取消しの訴え

上記のとおり更正（決定）されたことについて不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対し審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当県税事務所長を経由して行ってください。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えをすることができます。

れたことについて不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60

「 日以内に知 」	この通知書による納入（付）すべき合計額のほかに申告期限の 14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセン 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特別 割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に 割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算 場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算 の割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合で 満であるときはその全額を切り捨て、2,000円以上で1,000円未満 1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて計算し、 1,000円以上で100円未満の端数がでたときはその端数を切り捨 上記のとおり更正（決定）されたことについて不服がある場合
-----------------	--

翌日から納入（付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年
については年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別
トの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年
基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの
年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの
した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える
した延滞金をあわせて納付してください。（この場合の年当たり
計算します。）なお、延滞金の計算は、税額の金額が2,000円未
の端数があるときはその端数を切り捨てて計算し、延滞金の額が
延滞金の金額が1,000円未満になったときはその全額を切り捨て、
てください。

に於ける。

は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知

うち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合)及び)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に

あつては、当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)及び)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に

第九十号様式(第九十一号様式及び第九十六号様式)中「(当該期間のうち平成1

2年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合)や「)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」と定める。

第九十九号様式(表)及び様式(表)中「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合)や「)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」と定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二十三号様式及び第二十三号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県税条例施行規則第二十三号様式及び第二十三号様式の二による用紙は、当分の間使用することができる。